

浜田市告示第 54 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、地域総合整備資金の貸付けに係る公金事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 東京都千代田区麴町 4-8-1
名 称 一般財団法人 地域総合整備財団
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) 地域総合整備資金貸付金元金収入
 - (2) 地域総合整備資金貸付金延滞金
- 3 委託した公金事務に係る歳出
地域総合整備資金貸付金
- 4 指定をした日
令和 8 年 3 月 19 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで